

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

こども若者局	（令和5年度）	
監査結果 （指摘事項）	改善措置	
<p>（指摘） 指定管理者に対するモニタリングに係る評価シートの記載について</p> <p>児童館を運営する指定管理者に対して実施するモニタリング及び評価において、内部資料であるモニタリングシートに特記事項（加点又は減点評価する理由）の記載がある場合は、外部に公表される評価シートの「所見」欄にその内容を必ず記載すると「評価マニュアル」に定められているにもかかわらず、当該事項が記載されておらず、評価シートの利用者にとって加点又は減点評価した理由が分からないものとなっている。</p> <p>評価シートの利用者にとって、配点の根拠が明確になるよう、「評価マニュアル」に従って、モニタリングシートに記載された特記事項を評価シートに必ず記載すべきである。</p>	<p>令和5年度モニタリング実施分（令和4年度評価）について、評価マニュアルに従いモニタリングシートに記載された特記事項を評価シート「所見」欄に記載し、令和5年12月5日に公表した。</p> <p>また、今回の指摘に関するチェック項目が盛り込まれた「指定管理者評価シート提出時チェックリスト」（令和6年4月26日総務局行政経営課周知）を確実に活用することとした。さらに、評価マニュアルに従いモニタリングシートに記載された特記事項を評価シートに確実に記載したか等を担当者及び係長が確認するよう課内打合せで改めて周知し、今後のモニタリングから徹底していくこととした。</p> <p>課内打合せ実施日 令和6年8月15日</p>	